

# 1. 市原市視聴覚ライブラリー利用案内

## 1. 利用資格

- ①市原市内の教育活動または文化活動を行っている団体。
- ②16ミリフィルムおよび映写機の使用は、「16ミリ映写機操作講習修了証」の所持者とします。他の教材・機材は資格を要しません。

## 2. 申込方法

- ①「視聴覚教材・機材利用申込書」(P3:第1号様式)に必要事項を記入の上、中央図書館2階視聴覚カウンターへ申し込んでください。  
また、16ミリ映写機を借りる場合は、操作予定者の「操作講習修了証」の取得番号と取得年月日を申込書に記入してください。
- ②予約は、上映予定日の2ヶ月前から受け付けいたします。電話または直接視聴覚カウンターへお越しください。  
※当日貸出しも可能ですが、希望する教材等が貸出中の場合もありますので、事前のご予約をお願いします。

## 3. 受付時間

- 午前9時30分～午後5時  
※ただし、休館日を除く。

## 4. 貸出について

- ①貸出期間は、原則5日以内です。
  - ②教材の貸出数は、原則1回につき4本以内です。
  - ③使用料は無料です。
- ※貸出期間や数量については、状況により相談に応じます。

## 5. 返却について

- 返却予定日の午後5時までに「視聴覚教材・機材利用報告書」(P4:第2号様式)を添えて返却してください。

## 6. 利用上の注意

- ①営利目的および政治、宗教活動には利用できません。
- ②破損した場合は、修理をしないでそのまま返却してください。  
(特に、フィルム切断等の場合、絶対にセロハンテープ等でつながないでください。)
- ③教材や機材を紛失または破損した場合には、弁償していただくことがあります。

- ④貸出を受けた教材、機材は、他に転貸することはできません。
- ⑤機材の利用に際しては、DVD等、使用するソフトが著作権法に違反しないようにしてください。

## 7. その他

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市原市視聴覚ライブラリー

(市原市立中央図書館2階視聴覚カウンター)

市原市更級5丁目1番地51

電話 0436 (23) 4946

FAX 0436 (24) 7777